

子の氏の変更について

未成年の子の親権者を決めても、それだけでは、子の戸籍の異動はありません。
母と子の戸籍を同じにするには、まず家庭裁判所で「子の氏の変更許可」を取り、その後、市役所で「入籍届」をすることが必要です。

1. 家庭裁判所で「子の氏の変更申し立て」をする。

<必要なもの>

- 離婚後の母の戸籍謄本 1 通
(写し可。県外に提出の場合は要確認)
- 子(父)の戸籍謄本 1 通
(写し可。県外に提出の場合は要確認)
- 収入印紙 子1人につき、800円分
- 返信用切手 1 枚

手続きの詳細については、家庭裁判所にご相談ください。

岡山家庭裁判所玉野出張所、玉野簡易裁判所
岡山県玉野市宇野2丁目2番1号 (文化センター南側)
TEL: 0863 - 21 - 2908

2. 家庭裁判所の許可が下りたら、市役所へ「入籍届」をする。

<必要なもの>

- 入籍届 子の人数分
(
 - ・子が15歳以上：本人の署名が必要です。
 - ・子が15歳未満：本人の署名は不要です。)
- 家庭裁判所の許可審判書謄本